

日本民泊協会（JAPA）民泊保険 補償内容 概要説明

一般社団法人日本民泊協会(以下、本協会という)は、本協会が入会を認めた正会員（JAPA 会員）の施設について会員有効期限内において、本協会が保険会社と締結した保険契約に基づき、賠償責任保険約款ならびに特別約款および特約に記載の補償を行います。

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

補償 1

旅館
賠償責任保険

身体障害：1億円
(一事故3億円)
財物損壊：1億円

施設の構造上の欠陥や、管理、使用上の不備、又は運営者もしくはその代行業者の不注意によって、ゲストを含む第三者に損害を与えた場合の賠償責任を補償します。

補償 2

事業者用個人
賠償責任保険

身体障害：1億円
財物損壊：1億円

登録施設敷地内において、施設に滞在中のゲストの行為が原因で、第三者の身体や財物に損害を与えた場合の賠償責任を補償します。
外国人ゲストに代わって保険金請求します。

保険金をお支払いする主な事件事例 ※1

会員様 → ゲスト

会員様（代行業者）の、ゲストを含む第三者に対する損害賠償責任リスク

旅館賠償責任保険

民泊施設の構造上の欠陥や、管理・使用上の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務上の不注意により、宿泊者であるゲストを含む第三者に身体障害、または財物損壊を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

- ・建具等の取り付けが不十分で、ゲストが怪我をしてしまった。
- ・会員様の点検不備等が原因で、老化した排水管が破裂し、ゲストや階下住人の私物を汚してしまった。
- ・民泊に備え付けられた動産の「盗難」について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に関しても補償されています。※1

(借用物件に関しては、借用不動産損壊特約での免責金額と最大補償額が設定されています。※1)

身体障害
1億円
財物損壊
1億円
1事故3億円

免責なし

ゲスト → 会員様

ゲストの、会員様を含む第三者に対する損害賠償責任リスク

事業者用
個人賠償責任保険

ゲストが宿泊の目的をもってホストの民泊施設に到着してから退出するまでの間に、次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

- ・ゲストが調理中に出火して、戸室が燃えてしまった。
- ・備え付けていた家電をゲストが使用方法を誤って壊してしまった。
- ・ゲストが風呂のお湯の出っぱなしにして漏水、階下住人の家具を汚した。
- ・窓からゲストがゴミを投げたところ通行人にあたり、通行人が怪我をした。
- ・ゲストが誤ってベッドを壊してしまったが、チェックアウト後に気付いたが、既に帰国していた。

身体障害
1億円
財物損壊
1億円

事故対応
サービス付き

免責なし

JAPA会員 年会費（保険料込み）

お部屋の広さに関係なく、1施設：32,000円(同一建物であれば、2施設目以降：28,000円)
1玄関（1営業許可）＝1施設とします。

一般社団法人日本民泊協会 TEL：0570-001-389

URL：<https://minpaku.gich.net/>

加入申込みは

こちら→



※1:詳しくは賠償責任保険約款ならびに特別約款および特約を参照ください。